

白井市第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定方針

第1 策定の目的

日本の急速な少子化・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、国において平成26年にまち・ひと・しごと創生法が制定された。

その後、これまでの地方創生の取組をデジタルの力によって加速させ、「全国どこでも誰もが便利に快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、令和3年12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定された。

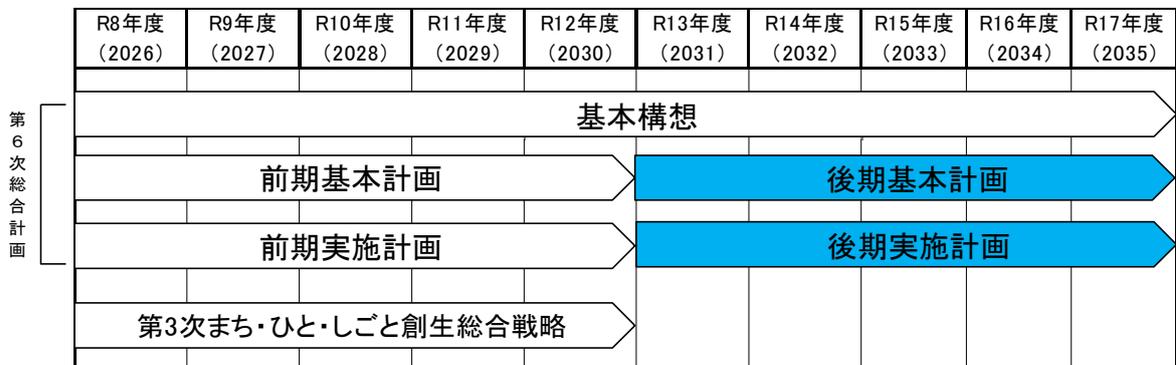
市においても、平成27年度から5年間を計画期間とする「白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和2年度から6年間を計画期間とする「白井市第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めてきた。

このまち・ひと・しごと創生総合戦略が令和7年度に終了することから、国や県の方針を踏まえ、デジタル技術を活用しながら地方創生の取組を深化するため、次期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する必要がある。

このことから、次期総合戦略の策定に関し基本的な事項を定め、策定作業の円滑な推進を図るものとする。

なお、第6次総合計画と次期総合戦略は密接に関連することから、同計画を同時並行で策定することにより、整合性を確保するものとする。

第2 構成と期間



第3 策定に当たっての視点

- 1 市民参加・協働による計画づくりを進め、魅力あふれる白井を次世代に残していくため、子どもを施策に反映させる。
- 2 人口減少や少子高齢化への対策を推進し、結婚・子育て支援による人口バランスの維持に取り組み、将来にわたり活力あるまちを実現するための課題に対応するものとする。
- 3 企業誘致等による働く場の確保により、地域経済の活性化に取り組み、魅力的な地域づくりを進める。
- 4 デジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保、年齢・性別等にかかわらず誰もがデジタル技術を活用できる状態を目指し、その力を活用して社会課題の解決や魅力向上の取組を進める。

第4 策定の内容

1 基本方針

(1) 人口ビジョン

市の人口の現状を整理・分析した上で、基本構想に掲げた令和17年の目標人口を前提に、現状の人口ビジョンを時点修正し、人口の長期的な将来展望と目指すべき基本的な方向性を定める。

(2) 総合戦略

基本構想及び基本計画と整合を図りながら、人口ビジョンに定めた目指すべき基本的な方向性を踏まえ、人口減少と地域経済縮小を克服し、地方創生を図るための基本目標と具体的取組を定める。

2 策定年度

令和7年度末までに策定する。

第5 策定の方法

1 市民参加

基本構想及び基本計画を同時並行で策定する利点を活かし、効果的・効率的な策定を図るため、基本構想及び基本計画策定時のタウンミーティングや事業者等との意見交換会などの市民参加手法を最大限活用するとともに、次のとおり策定過程における市民参加を推進するものとする。

(1) 白井市まち・ひと・しごと創生審議会

総合戦略の策定について調査・審議いただく。

2 庁内体制

基本構想及び基本計画を同時並行で策定する利点を活かし、効果的・効率的な策定を図るため、基本構想及び基本計画策定時の庁内体制を最大限活用する。

第6 周知の方法

総合戦略の概要及びその策定過程における重要事項については、広報しろい、市ホームページ、公式SNSなどをはじめとする利用可能な情報手段を用いて、広く市民に公表する。

第7 策定スケジュール（予定）

年月		前期基本計画	総合戦略	
R6年度	4月			
	6月	タウンミーティング		
	8月		素案の検討	
	10月			
	12月			
	2月	素案の検討		
R7年度	4月			
	6月	パブリックコメント		
	8月	総合計画審議会答申		
	10月			
	12月	議会に上程		
	2月	製本・公表	パブリックコメント 製本・公表	